

富里市スポーツ協会運営補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第129号)

改正	平成22年1月26日告示第11号	平成24年3月28日告示第45号
	平成25年3月25日告示第53号	平成28年3月31日告示第77号
	平成31年3月26日告示第73号	令和3年3月31日告示第79号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツの普及及び競技力向上を図り、スポーツを通じて心身の健全なる発達に資するため、富里市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が第2条第1項に掲げる運営等に要する経費に対して、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、スポーツ協会に補助金を交付する。

(補助事業及び補助金額)

第2条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ協会の運営に要する経費
- (2) スポーツ協会が主催する大会並びに教室に要する経費
- (3) 郡市民体育大会及び県民体育大会への参画に要する経費

2 前項の補助対象経費は、別表のとおりとする。

3 補助金の限度額は、3,000,000円とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、当該補助事業等の着手日の翌日から起算して30日以内に、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助事業等変

更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第7条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（補助金額の限度額の特例）

3 平成24年度に実施する市制10周年記念事業の経費に充てるため、第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年度の補助金額の限度額を3,180,000円とする。

（富里市体育協会補助金交付要綱の廃止）

4 富里市体育協会補助金交付要綱（昭和63年告示第61号）は廃止する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第45号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第77号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第73号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費							
報償費	旅費	消耗品費	印刷製本費	食糧費	通信運搬費	手数料	保
険料	使用料及び賃借料	備品購入費	大会参加費	受講料	負担金	助	成
成金							

備考 食糧費は、各大会及び教室開催時の審判、役員、派遣監督、派遣選手及び講師に支給する場合に限る。